



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 7 3 号 令和 4 年 7 月 5 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 3 8	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
4 3 9	同	同
4 4 0	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
4 4 1	道路の区域を変更する件	道路整備課
4 4 2	道路の供用を開始する件	同
4 4 3	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
4 4 4	徳島県屋外広告物条例に規定する講習会を開催する件	同

【企業局告示】

番 号	表 題	担当課名
1	利用料金の額を承認した件	

【労働委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1	地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を認定した件	

徳島県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市長生町	令和四年六月二十日
三村土地改良区	

徳島県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
徳島市多家良町 多家良土地改良区	令和四年六月二十一日

徳島県告示第四百四十号

徳島県南部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（河川距離標一点、三級基準点測量三点、三級水準点測量一点）	阿南市向原町	令和四年六月七日から 令和四年七月二十八日まで

徳島県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和四年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

108		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
勝浦三野				三好市三野町太刀野山字 生賀五一七〇番一地先か ら 同 で 五一七二番一地先ま 同			八・〇〇〇・三〇・四	一四五・一
同				新		旧	八・〇〇〇・三〇・四	一四五・一

徳島県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和四年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
108	勝浦三野	三好市三野町太刀野山字生賀 五一七〇番一地从先から 同 五一七二番一地从先まで	一四五・一	令和四年七月五日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる		開発許可を受けた者	
地域の名称	住 所	氏 名	
鳴門市大麻町萩原字宮前六二番一の一部	鳴門市大麻町萩原字山ノ下一〇番地一	磯崎 朋治	
同 番一の一部 六二番三及び六二	同	磯崎 旭紘 磯崎 実希	
同 里浦町里浦字中島四二番二	同 里浦町粟津字中島一七〇番地	福井産業株式会社	
小松島市日開野町字破閑道二番八、四番一及び五番	徳島市佐古六番町四番二五号	株式会社ケントホー ムズ	
吉野川市鴨島町鴨島字殿郷二九番一、三〇番及び三一番一	同 東新町二丁目一七番地	株式会社内藤不動産	
名西郡石井町浦庄字下浦八二二番八	同 北田宮四丁目一〇一八―二〇三号フォレ ナ北田宮	新開 愛可 新開 祐作	
同 高原字東高原四四〇番五	名西郡石井町高原字東高原四四〇番地	大森 亮介 大森 亜惟	

徳島県告示第四百四十四号

徳島県屋外広告物条例（平成四年徳島県条例第五十二号）第二十八条第一項に規定する講習会を次のとおり開催するので、徳島県屋外広告物条例施行規則（平成五年徳島県規則第六号）第十八条第二項の規定により告示する。

令和四年七月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 日時

令和四年八月三十一日（水曜日）午前八時五十分から午後五時まで

二 場所

徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館二階 第一会議室及び第二会議室

三 受講願書の提出期間

令和四年七月五日（火曜日）から同年八月四日（木曜日）まで

四 受講願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部都市計画課

五 受講手数料

三千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受講願書に貼付すること。）

六 その他

この講習会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八―六二二―二五六六）へすること。

徳島県企業局告示第一号

徳島県駐車場事業管理条例（昭和四十八年徳島県条例第五号）第五条第二項から第四項までの規定に基づき、利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第五項の規定により告示する。

令和四年七月五日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

一 利用料金の額

区 分		利 用 料 金 の 額		
		単位	金額	上 限 額
藍場町地下 駐車場	駐車一時間まで	一時間	三百円	八月十二日から同月十五日までの 日を除く日の午前七時から午後十 一時まで 千円
	駐車一時間を超える 時間	三十分	百五十円	
松茂駐車場	駐車一時間まで	一時間	無料	最初の二十四時間まで 五百円 以後の二十四時間までごと 五百 円
	駐車一時間を超える 時間	一時間	百円	

備考

- 1 利用時間に、この表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、同表に定める単位の利用時間として計算するものとする。
- 2 午後六時三十分から翌日の午前八時三十分までの間において、八時間以上藍場町地下駐車場に駐車した場合における当該時間内の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、六百円とする。
- 3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車する場合は、藍場町地下駐車場の最初の二時間分の駐車料金（定期駐車券に係る料金を除く。）及び松茂駐車場の最初の二十四時間分の駐車料金を無料とする。

二 適用

令和四年八月十日から適用する。

徳島県労働委員会告示第一号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を令和四年六月二十三日認定したので、次のとおり告示し、令和三年徳島県労働委員会告示第三号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和四年七月五日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	一 病院事業管理者の職にある者 二 局長、副局長、次長、課長、政策調査幹、副課長及び課長補佐の職にある者 三 総務課の人事、給与又は労務を担当する係長の職にある者 四 総務課の人事、給与又は労務を担当する主任の職にある者のうち総務課長の指定するもの
徳島中央病院立	一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長、事務局次長及び課長（労務を担当する課長に限る。）の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 薬剤局長及び薬剤局次長の職にある者 五 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 六 看護局長及び看護局次長の職にある者
徳島好病院立	一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長及び部長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長（二人以上の看護局次長が置かれている場合にあつては、病院長の指定する看護局次長に限る。）の職にある者
徳島立海部病院	一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長及び医療局次長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長の職にある者